

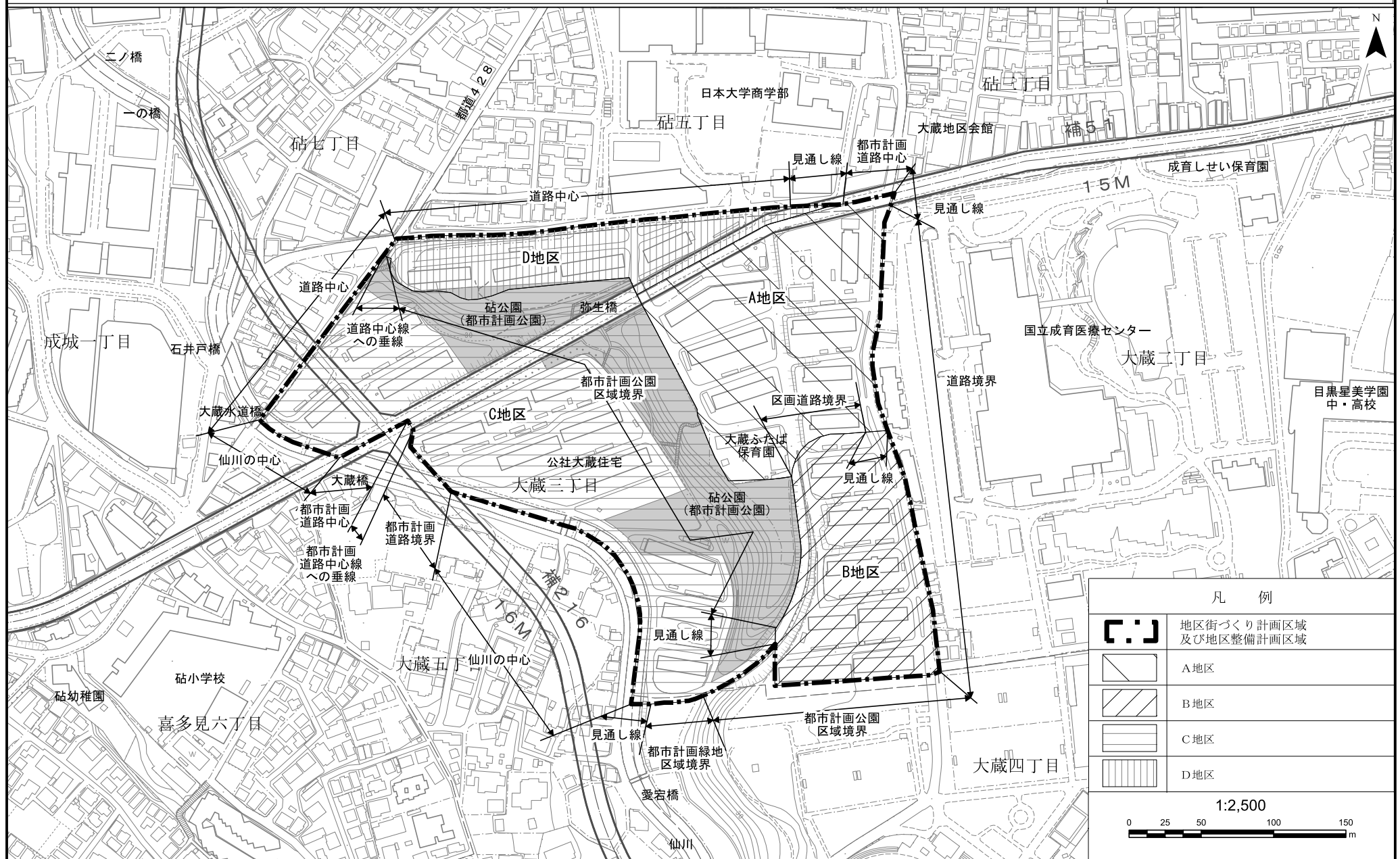
建築物等の高さの 最高限度	4.5 m ただし、東京都市計画道路 補助線街路第51号線の道路 境界線から水平距離80m以 上の区域においては30m	30 m	15 m
	建築物の各部分の高さは、上記に定める値以下かつ次に掲げる値以下とする。		
	1 当該部分から計画図3に示す隣地境界線及び前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じた値に10mを加えた値（全方位斜線） 2 当該部分から計画図3に示す隣地境界線及び前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じた値に4mを加えた値（北側斜線）		
	3 当該部分から計画図3に示す道路境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えた値とし、水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じた値に0.6を乗じ15mを加えた値（高度斜線）	—	3 当該部分から計画図3に示す道路境界線までの真北方向の水平距離が8m以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5mを加えた値とし、水平距離が8mを超える範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じた値に0.6を乗じ15mを加えた値（高度斜線）
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の形態、色彩、意匠は、単調かつ長大な壁状の建物配置とならないようにする等、周辺環境に配慮したものとする。 2 屋外広告物等の形態、色彩、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとし、光源を設置する場合、周辺環境に配慮したものとする。また、腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用してはならない。 3 軒、庇、手すり、戸袋、出窓、階段、からぼり（ドライエリア）その他これらに類するものが、壁面の位置の制限の規定により建築物の外壁又はこれに代わる柱等を設けることができないこととなる敷地の部分に突出した形状としてはならない。ただし、計画図3に表示する1号壁面線の隣地境界線及び2号壁面線の道路境界線から2mを超える区域において、軒の高さが3m以下の平屋建ての建築物、落下防止庇その他公益上やむを得ないものを設置する場合はこの限りでない。		

		—	<p>4 日照に配慮した住環境の形成を図るため、中高層の建築物については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さが4mの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲においては3時間以上、10mを超える範囲においては2時間以上、日影となる部分を生じさせない形状とする。</p> <p>(2) 同一の敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前号の規定を適用する。</p> <p>(3) 第1号の規定の適用の緩和に関する措置は、法施行令第135条の12に定めるものとする。</p>	—
	垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はフェンス等に緑化したものとする。ただし、高さが0.6m以下の部分についてはこの限りでない。		

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由 用途地域等の変更に伴い、地区街づくり計画を変更する。

大蔵三丁目地区地区街づくり計画 計画図1〔世田谷区決定〕



凡 例	
	地区街づくり計画区域 及び地区整備計画区域
	A地区
	B地区
	C地区
	D地区

1:2,500

0 25 50 100 150 m

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成24関公第269号
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）2都市基交第25号、令和2年6月4日（承認番号）2都市基街都第18号、令和2年5月7日
 （承認番号）2都市基交都第15号、令和2年7月13日